下関都市計画地区計画の決定 (下関市決定)

新椋野地区 地区計画を次のように決定する。

名称	新椋野地区 地区計画
位 置	下関市大字椋野字矢風呂、字沖台、字飯森、字鬼ヶ迫の各一部、 下関市椋野町三丁目、卸新町、宝町、三河町の各一部
面積	約 22.8ha
地区計画の目標	当地区は、市の中心部地域と新幹線駅のある新下関駅周辺地域のほぼ中間に位置しており、都市計画道路の建設と併せて組合施行による土地区画整理事業が実施されている区域である。地区の東側には既存の流通業務団地を挟んで国道2号が、また、地区の南側には中国縦貫自動車道の下関インターチェンジがあり、優れた交通立地条件を有している。地区内を縦断する都市計画道路椋野伊倉線は、北側の1級市道楠乃垢田線と南側の県道武久椋野線を結ぶ2車線の1級市道であり、当道路を境に西側が主に住宅地、東側が商業地・業務地として市街地の形成が図られる予定である。本地区計画は、建築物等に関する制限を行うことにより、優れた交通立地条件にふさわしい土地利用を図りつつ、周辺環境と調和した良好な街区の形成と保全を図ることを目標とする。
区域の整備・開発及び保全	地区の特性に応じた土地利用を図るため、当該地区を5つに細区分する。 A地区 インターチェンジ周辺の立地条件を活かし、商業・業務系の土地利用を図る地区 B地区、C地区 都市計画道路沿いの立地条件を活かし、店舗、事務所等の立地を図る地区 D地区 住宅地として良好な居住環境の形成を図る地区 E地区 低層及び中層の住宅地として良好な居住環境の形成を図る地区
に 関整備の方針	地区内の道路、公園については土地区画整理事業により整備されており、これらの機能が損なわれないよう維持保全に努める。
方 建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、それぞれの地区にふさわしい土地利用や、良好なまちなみ・景観の形成等が図られるよう建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度、工作物の設置の制限、建築物の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限及び敷地内の緑化率の最低限度について定める
緑化の方針	緑豊かな空間を創出するため、植栽又は張芝等による緑化を推進する。

地区		地	地区の	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区
整		区 の	名称	(近隣商業地域)		(第一種住居地域)		(第一種中高層住居専用地域)
備計一		区分	地 区 の 面 積	約 7.3ha	約 1. 2ha	約 3.3ha	約 2.3ha	約 8.7ha
画	建築物	用途	物等のの制限	以下に掲げる建築物は建築してはならない。	以下に掲げ る建築物は建 築してはなら ない。	以下に掲げる 建築物は建築 してはならな い。	以下に掲げ る建築物は建 築してはなら ない。	以下に掲げる建 築物以外のものは 建築してはならな い。
	物等に関する事項			1. で寄のも住供廊レ他るく、館、屋屋馬場そ類・・(すく・倉・・の㎡修業計パを・スの蔵戸1、宿用の宅す下べこも。ホーマ、、投、のす自自建る。倉庫畜工床以理場50ン除火、危・建略共舎途。等る、一れの)テーパ射票場他る動動築車)庫 舎場面内工の㎡屋く薬石険処用分住は供1用分段一に除 又 ヤン場販車れの教車にを を 作合自及面以米 、類の施用分住は供1用分段一に除 ス ヤン場販車れの教車にを を 作合自及面以米 、類の施住を宅下す階途が、そ類 は ンコ、売券ら 習庫附除 営 業計動び積下屋 ガな貯設宅住、宿るのに、エのす 旅 場に 所 属 む 場50車作合の等	1 1 2 3 4 5 6 78 9 1 1 2 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1	1. 住. は. 習テ習. 習. 庫に車く 動場場合下屋を.ガ類険蔵設戸宅ホ旅ゴ場イ場自所自(附庫。畜工車及の計の・除火スな物・建 デ館ル、ン 動 動建属)舎場修び床50パ米く薬、ど 処専 ルーフバグ 車 車築すを (理作面㎡ン屋)類石のの理用 又 練ッ練 教 車物る除 自工業積以 等 、油危貯施	1 は、場ト場れる、習、庫に車く、、動場場合下屋を、が油のの処本旅が、場そら施自所自(附庫。畜工車及の計の・除火が油のの処す館」ス、のに設動・動建属。)舎場修び床50パ米く薬ス類危貯理デ館リス、のに設動・動建属。)舎場修び床50パ米く薬ス類危貯地・ンケ水他類・車・車築すを(理作面㎡ン屋)類、な険蔵設で、グー泳こす、教・車物る除・自工業積以、等、、石ど物・	又は食堂若し

	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区
建築物の 敷地面積の 最低限度	1,000㎡ 但し、土地区画 整理法の規定によ り仮換地として指 定及び換地処分に	500㎡ 但し、土地 区画整理法の 規定により仮 換地として指	1,000㎡ 但し、土地 区画整理法の 規定により仮 換地として指	170㎡ 但し、土地 区画整理法の 規定により仮 換地として指	150㎡ 但し、土地区画 整理法の規定によ り仮換地として指 定及び換地処分に
	より敷地面積が 1,000 ㎡未満と る場合、又巡査話所 と集会所、衆電話所 その他これら必要ない。 は、変数を は、の限りでない。	一定分面 ㎡場地巡公の類必にのいる で及に積未合区査衆他す要つ限 とびよが満、集派電こるないり 換り5と又会出話れ公建てり は敷りなは所所所ら益築はで	で 定分面 ㎡場地巡公の類必にのい で及に積未合区査衆他す要つ限 と文会出話れ公建てり は敷りかなは所所所ら益築はで がある、、、そに上物こな	環定分面 nd 場地巡公の類必にのいるではがまれる区査衆他す要つ限がますとりではが満、集派電こるないりで地敷 1 なは所所ら益築てでは地地地のる、、、そに上物このでは、	より敷地面積が1 50㎡未満となる 場合、又は、地区 集会所、巡査派 所、公衆電話所そ の他これらに類す る公益上のといて の限りでない。
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面からA地区の境界線までの距離は、20m以上、また、その他の敷地境界線までの距離は、1.5mとする。	建築物の外壁又はこれ に代わる柱の面から敷地 境界線までの距離は、1.5 m以上とする。		建築物の外壁又はこれに代わる 柱の面から敷地境界線(角切り部 分を除く。)までの距離は1.0mと する。 ただし、建築物の部分が次の各 号の一に該当する場合を除く。 (1) 軒の高さが2.5m以下の物置 その他これに類する用途に供す るもので、かつ、床面積の合計 が5 ㎡以下のもの。 (2) 軒の高さが2.5m以下で、か つ、床面積の合計が40 ㎡以内 の自動車車庫又は自転車置場。	
建築物等の高さの最高限度	_	_	_	1 5 m	1 5 m
建築物等の形態 又は意匠の制限	建築物の屋根が 柱の色彩は原色を とする。また出 用しないこと。	を避け落ち着る	きのあるもの	建築物の外 壁又は記述を を と は を は が を を を を を を を を を を を さ と し の し 、 あ る し る し る し る し る し る る ら る し る る ら る ら	屋根の色彩は黒 等を基調としては 用住宅の形態は 屋根とずるの外壁を 建築物の外壁を はこれば本系統の 色彩に茶系統の を基調ある とする。

 A地区
 B地区
 C地区
 D地区
 E地区

屋外広告物(屋上広告物、壁面広告物、 突き出し看板、野立広告)については、デ ザイン、色彩とも周辺の美観風致を損なわ ないよう配慮したものとし、次の制限を定 める。

- (1) 色彩については次の基準を満たすものとする
 - イ 地色は、彩度 8 以上のけばけばしい色 及び明度が 3 未満の暗色を使用していな いこと。
 - ロ 彩度 8 以上のけばけばしい色の使用を 全体の 1/2 以下に抑えること。
 - ハ 原則として蛍光塗料及び金銀色塗料を 使用していないこと。
 - ニ 赤色系の色の使用は最小限度であること。
 - ホ 原則として中間色を使用することにより、 お調を整えていること。
- (2) 建築物の屋上及び屋根に設置するものについては禁止とする。
- (3) 壁面広告物の表示面積については1壁面に付き30㎡以下とし、1壁面の1/2以下とする。形態については、開口部は覆わず、壁面の端から突き出さないものとする。また意匠については同一のものは1壁面につき1個とする。
- (4) 建築物、工作物等を利用する突き出し 看板の突き出し幅については 1.5 m以上 とし、表示面積については 20 m³以下とよ る。また、突き出し看板は建築物のと上端 から突き出さのとし、地上からら き出し看板の下端までの高さは、歩道上 では 2.5 m以上、車道及び歩道と車 区別のない道路上では 4.5 m以上
- (5) 野立広告(広告塔、広告板等)の表示面積については30㎡以下とし、路面から広告物の上端までの高さは15m以下とする。また、法面に設置するものは禁止とし、交差点から10m以内は1ブロックにつき3個以内とする。

屋外広告物(屋上広告物、壁面広告物、突き出し看板、野立広告)については、自己の用に供するもののみとし、デザイン、色彩とも周辺の美観風致を損なわないよう配慮したものとし、次の制限を定める。

- (1) 色彩については以下の基準を満たすものとする。
 - イ 地色については、原則として 赤色、黄色及び黒色を使用して いないこと
 - ロ 彩度 8 以上のけばけばしい色 の使用を全体の 1/2 以下に押さ えること。
 - ハ 原則として蛍光塗料及び金銀 色塗料を使用していないこと。
 - ニ 赤色系の色の使用は最小限度 であること。
 - ホ 原則として中間色を使用する ことにより、諧調を整えている こと。
- (2) 1事業所当たりの広告物の表示 面積の合計は20 m以下とする。
- (3) 建築物の屋上及び屋根に設置するものについては禁止とする。
- (4) 壁面広告物の表示面積については1壁面に付き10 ㎡以下とし、1壁面の1/2以下とする。形態については、開口部は覆わず、壁面の端から突き出さないものとする。また意匠については同一のものは1壁面につき1個とする。
- (5) 建築物、工作物等を利用する突き出し看板の突き出し幅については 1.5m以下とし、表示面積については 10 ㎡以下とする。また、突き出し看板は建築物の上端から突き出し看板の下端までの高さは、歩道上では 2.5m以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では 4.5m以上とする。
- (6) 野立広告(広告塔、広告板等)の表示面積については 10 ㎡以下とし、路面から広告物の上端までの高さは 15m以下とする。また、法面に設置するものは禁止とし、交差点から 10m以内は1ブロックにつき3個以内とする。

敷地境界又は道路境界上に造成されたブロック積み並びに階段等は当該 宅地の造成工事の完了時における形態及び意匠を保存するものとする。但 し、人及び車の進入上やむを得ず行なう場合はこの限りではない。

建築物、スラブ等の工作物及び看板は法面内にまたは法面に突き出して建築し、または設置してはならない。

		A地区	B地区	C地区	D地区	E地区
	かき又はさくの構造の制限	かき又はさくの構造は、次の各号の一に			かき又はこの構造は、次とからない。 かきの一に該当地境ある。ただし、敷地境あるでしたがしい。 1.0m以上のにの限りでは、この限りでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この	
	建築物のの最低低限度	敷地内の緑化 比率を15%と にD地区に面す への緑化に努め	する。 (特 る境界部分	敷地内の緑化 に努め、緑比率 を10%とす る。(特にD地 区及びE地区に 面する境界部分 への緑化に努め ること)	敷地内の緑化に努め、緑比率を5%とする。	
土地の利用に関する事項	土地利用の 制 限	C地区及びD地 区及に面するA地 区の境界部分に有効を いては有効を に高木に(人及の 事を出入口の に高ない。) 、 は を と の は の は の は の は る は る は る は る は る と し る と し る と し る と し る と ら と ら と ら と ら と ら と ら と ら と ら と ら と		_	_	_
備	上記の建築物等に関する事項及び土地の利用に関する事項は、次に該当する 備 考 は適用しない。 1. 市長が公益上、安全上やむを得ないと認めたもの。					欠に該当する場合
(注) 面積及び高さの算定方法は、建築基準法施行令第2条の規定の例による。						

[「]区域は計画図表示のとおり」

